

よくある質問

介護職員キャリアアップ研修支援事業	
事業所の職員が個人で受講した研修は補助の対象になりますか。	<p>補助対象になるのは</p> <p>①介護事業所が研修受講料を直接負担した場合、その研修受講料</p> <p>②受講者が受講料を支払ったが、事業所が受講料を補助する支給金等を受講者に支払った場合、その支給金です。</p> <p>職員が個人で受講した場合、①、②のいずれかに当てはまれば補助の対象になります。</p> <p>職員個人が受講料を全額負担した場合は対象外になります。</p>
2名が研修を受ける予定ですが、そのうち1名が受ける研修の日程等が決まっています。既に受ける研修内容が決まっている1名分の交付申請を先に提出し、後からもう1名分を追加で提出しても良いですか。	<p>交付申請書は分割せず、まとめたものを9月8日までに提出してください。</p> <p>※補助額は千円以下切り捨てのため、補助額が変わってきます。(分けて出すと、まとめて出すより補助額が少なくなる場合があります。)</p>
複数の研修を記載する場合、別紙1はどう記載すればよいですか。	<p>複数の研修受講料を申請する場合は、付表1で研修ごとに行を分けて記載してください。</p> <p>別紙1には研修全ての合計(付表1で出た合計)を記載してください。</p>
別紙2の2積算内訳書において、受講料はどこに記載すればよいですか。	<p>「その他」に記載してください。</p> <p>支出予定額に受講料の合計、積算内訳に研修ごとの受講料と人数を記載してください。</p>
各種研修にかかる代替要員の確保対策事業	
「研修の実施時間帯と代替要員の勤務時間帯を合わせる必要はなく、研修日当日に勤務していればよい。」とはどういうことですか。研修の実施時間以外の勤務時間も補助の対象になりますか。	<p>研修の実施時間と代替要員の勤務時間の、開始時間と終了時間は一致している必要はありません。ただし、補助されるのは当日の研修時間が上限となるため、代替要員が研修時間より長く勤務していても、研修時間分しか補助されません。</p> <p>例えば、研修が9時から16時までの7時間実施される場合、代替職員が8時から17時まで勤務する場合はそのうちの7時間分、13時から18時まで勤務する場合は5時間分全て、が補助対象となります。</p>
研修日に、研修を受講する職員以外に3名の職員が勤務予定です。このうち1名の賃金等は補助対象になるということでしょうか。	<p>研修を受講する職員が研修を受けなかったとしても勤務する予定だった職員の賃金等は補助対象になりません。</p> <p>研修を受講する職員の代わりとして、代替要員を雇用した場合、派遣職員を依頼した場合、既に雇用している非常勤職員を代替要員として勤務させた場合の賃金等が補助対象です。</p>